

「大阪府国土利用計画（第五次）」（素案）に対する府民意見等と大阪府の考え方について

【募集期間】平成28年10月5日（水曜日）14時から 平成28年11月4日（金曜日）まで

【募集方法】郵送、ファクシミリ、インターネット（電子申請）

【提出人数・意見数】2名から、5件のご意見・ご提言をいただきました。

寄せられたご意見等と大阪府の考え方は以下のとおりです。お寄せいただいたご意見は、原則原文のまま掲載しています。

No.	ご意見等	大阪府の考え方
1	<p>大阪府には、飛田・今里・松島・滝井・信太山という新地（旧遊郭）が存在している。安全や安心といったまちづくりを脅かすものであり、大阪府として放置しておくことは許されないと思われます。警察等と協議し、新地を一掃するように、土地利用について、計画を早急に策定し、第6次計画までに盛り込むべきだと考えます。</p>	<p>本計画は府域全体における土地利用の基本的な事項を定めるものであり、各個別地域の課題については、まちづくりの主体である市町村の土地利用計画において検討されるものと考えております。</p>
2	<p>（P21）前段の市街地整備では、市街地の不燃化の促進や密集市街地の防災性の向上を図ると具体的な手法・手段が記述されているが、津波・高潮等の災害リスクについて、手法・手段がイメージできる記述がない。津波・高潮についても企業や住民が安心できる施策のイメージが出来る記述を行うべきである。</p>	<p>津波・高潮等の災害リスクに対する対策がよりイメージができるよう「雨水幹線の整備や防潮堤の液状化対策など」を追記し、「洪水や津波・高潮等の災害リスクに対し、雨水幹線の整備や防潮堤の液状化対策など、河川・下水道、砂防・治山、海岸保全施設等を整備・強化します。」とします。</p>
3	<p>（P21）また、国では、台風の大型化への対応が議論されている。この①災害に強い都市の構築で台風の大型化でどのような施策を行うか記述すべきである。テレビなどで報道される大型台風で危惧される事を記述すれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秒速60mを越す強風が吹くこと。橋梁や高層構造物への対応策が必要である。 ・ 台風の吸い上げと吹き寄せによる沿岸部の水位が上昇すること。 <p>現在、大阪府では、高潮用の水門を津波対策に使うことを検討し、この水位上昇への対応を合わせて検討していない。この水位上昇への対応を早急に行わなければ、税金の無駄使いになる。</p>	<p>大型台風対策については現在国で検討中であり、国の方針を踏まえ対応を検討していきます。</p> <p>上記を踏まえ（P5）「第1章 土地の利用に関する基本構想 1 土地利用の概況 （3）土地利用の課題」において、「従来稀にしか発生しなかったような規模の自然災害も頻度を増すなど、自然災害が激甚化する傾向が見受けられ」を追記し、「人口・資産が標高の低い平野部に集中している状況の下、近年の集中豪雨の頻発を始め、従来稀にしか発生しなかったような規模の自然災害の発生が懸念されるなど、自然災害が激甚化する傾向が見受けられ、高潮や洪水等の災害リスクが高い状態にあります。」とします。</p> <p>また、（P38）「第3章 目標を達成するために必要な施策の概要 2 土地利用に関する情報把握と点検・評価・改善 （2）計画の進捗状況の把握と点検・評価・改善」において、「これまでの想定を超える規模の自然災害の発生等、土地を取り巻く状況の大きな変化」を追記し、「また、社会経済情勢やこれまでの想定を超える規模の自然災害の発生等、土地を取り巻く状況の大きな変化や個別計画の改正が生じた場合には、目標も含め、評価段階で考慮するなど適切に点検・評価・改善を行います。」とします。</p>

No.	ご意見等	大阪府の考え方
4	<p>(P21) また、①災害に強い都市の構築の基本方針を減災の考え方で行うとなっている。知事は、副首都を形成すると言われている。河川管理や危機対策では、命を守ることを目標に「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」を基本に防災対策を行うと公言している。副首都を着実に形成していこうとするならば、資産（財産）を守ることを優先しなければ副首都で必要な機能の集積は出来ない。副首都を形成するためには、まず、防災対策の基本は「生命と財産を守る」を最優先にすべきである。次に、近年の異常気象に対応するため、暫定措置（異常気象が、異常なのか、今後の通常気象なのか判断出来ない時。また、防災対策が間に合わない時。）として、「防ぐ」「凌ぐ」「逃げる」を基本とする防災対策を公表するとともにそれが完成しない迄の間の減災対策を公表することを「災害に強い都市の構築」の基本方針とすべきである。</p>	<p>本計画の防災・減災に関する記載については、災害対策基本法第 41 条の「防災に関連する計画の防災に関する部分については、都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない」の規定により、大阪府域の防災に係る基本事項等を定めた大阪府地域防災計画と整合を図り策定しています。</p> <p>なお、大阪府地域防災計画の目的には、府民の生命及び財産を災害から保護することが位置付けられています。</p> <p>また、具体的な防災・減災対策については関連する防災計画に記載するものと考えております。</p>
5	<p>(P37) P21 の基本方針に津波・高潮の災害対策が記述されているが、P37 の「安全・安心な大阪」に対する施策の概要で上げられていない。大阪府は、度々、南海トラフ大地震による津波対策について、国家要望や企業や住民を巻き込んだ防災訓練などを行っている。にもかかわらず、「安全・安心な大阪」に対する施策の概要に記述されていないことは、大阪府としては、重点的に対策を行わないことを意味するのか。知事の言う副首都を形成するのであれば、企業が大阪に新たに立地し、住民が安心できるためには、津波対策と大型化している台風対策を記述すべきである。</p>	<p>津波対策は「都市基盤施設の整備と防災性の強化」に含まれていますが、対策がよりイメージできるよう「治水対策の推進（河川・下水道等）」を「洪水や津波・高潮等の治水・防災対策の推進」とします。</p> <p>大型台風対策については大阪府の考え方の No. 3 の通り、現在国で検討中であり、国の方針を踏まえ対応を検討していきます。</p>